

立教大学コミュニティ福祉研究所学術研究推進資金  
 大学院生研究 2023年度研究成果報告書

|       |   |              |             |
|-------|---|--------------|-------------|
| 研究科名  | 立教大学大学院                                 | コミュニティ福祉学研究科 | コミュニティ福祉学専攻 |
| 指導教員  | 所属・職名                                   |              | 氏名          |
|       | 立教大学コミュニティ福祉学部・教授                       |              | 湯澤 直美       |
| 研究課題名 | 「婦人保護事業における若年女性支援の現状と展望—貧困と性搾取に焦点をあてて—」 |              |             |
| 研究代表者 | 在籍研究科・専攻・学年                             |              | 氏名          |
|       | コミュニティ福祉学研究科<br>コミュニティ福祉学専攻<br>博士前期課程1年 |              | 坂本 珠祈       |
| 研究期間  | 2023年度                                  |              |             |
| 研究経費  | 73717円                                  |              |             |

研究の概要 (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究は、婦人保護事業に焦点をあて、社会福祉学の視点から今一度その機能を問い直し、女性支援の現代的改編の方向性を示すことを目的としている。とりわけ、若年女性がおかれている困難な状況に焦点をあてその現状を明らかにするとともに、いかなる支援体制の構築が求められているのかを考察した。本研究では、婦人保護施設の施設長及び若年の利用者へのインタビュー・ヒアリング調査を実施することにより、支援者と当事者、両者の視点から若年女性への支援の課題を把握したうえで当事者中心の支援方策と展望を明らかにした。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

[若年女性] [婦人保護事業] [女性支援]

**研究成果の概要** (図・グラフ等は使用しないこと。)**1. 研究の背景**

婦人保護事業は、1956年に制定された売春防止法に基づき、いわゆる「売春女性」を保護・更生することを目的に創設された社会福祉事業である。時代の変容とともに女性の抱える困難が複雑化・複合化するなかで、売春防止法からの脱却と新たな支援枠組みの構築が求められてきた。2022年5月、女性支援に関する新たな法律として「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定され、婦人保護事業は制度改編が進められてきている。このような新法制定の議論や検討過程では、若年女性への支援の必要性が度々指摘されてきており、その具体策の検討は急務の課題である。

**2. 研究の目的**

本研究は、支援を要する若年女性が置かれている現状に焦点をあて、求められる支援体制の構築について考察することを目的とする。若年女性が困難な状態に至る背景の一つには、家庭内における虐待等による「家出」が要因として考えられることから、家庭等に居場所のない女性への支援として、中長期的に生活支援等を行う婦人保護施設での支援に着目する。

したがって、本研究では「婦人保護施設における若年女性支援」をテーマとし、①若年女性の抱える複合的困難、②婦人保護事業における若年女性への支援の現状、③婦人保護施設における若年女性への支援の現状と課題という3つの課題から検討を行った。

**3. 研究の方法**

研究目的を達成するため、上記3つの課題と対応するよう、①文献調査、②厚生労働省による検討会議事録の分析、③婦人保護施設における参与観察、インタビュー調査・ヒアリング調査により、研究を進行した。なお、研究の実施にあたっては、「立教大学コミュニティ福祉学部・研究科倫理指針」を遵守し、インタビュー調査では「立教大学コミュニティ福祉学部倫理審査委員会」の承認(KOMI23002A)を得て実施した。インタビュー調査はA自治体に所在する婦人保護施設(5施設)を対象とし、施設長(計5名)及び利用者(計5名)への半構造化インタビューを行い、ヒアリング調査はB自治体に所在する婦人保護施設(1施設)の施設長(計1名)に対して行った。

**4. 研究の成果**

本研究から得られた成果は以下の3点である。

**①若年女性の抱える複合的困難の把握**

はじめに、若年女性が支援を必要とするに至る社会的背景を明らかにした。そこでは、ジェンダーに起因した若年女性であるがゆえに抱える困難な状況が把握された。

若者の困難として「ひきこもり」、「自殺」、「ホームレス」の様相について政府資料等を用いて確認すると、家庭等に居場所のない女性は「家出」や「無断外泊」を志向するというように男女による行動形式上の差異がみられていた。その一方、それら諸困難に対する現行の若者支援策は経済的自立に焦点化されていることやジェンダーの視点が不可視化されていることにより、若者かつ女性であることによって困難が生じる社会構造があった。例えば、その一つには「家出」から生じる困難があり、若年女性が家庭内の被虐待等を理由に家出することで、性暴力や性搾取に巻き込まれるなどジェンダーに起因した特有の困難を経験し、そこからの脱却が難しく、被害が累積していることが把握された。

**②婦人保護事業における若年女性への支援の現状の把握**

次に、それらの若年女性の困難に対していかなる支援施策が推し進められてきたのかを2018年から2019年にかけて開催された厚生労働省「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」の議事録を用いて分析を行った。2010年代以降、婦人保護事業

## 研究成果の概要 つづき

のあり方が検討されるなかで、若年女性は婦人保護事業に「つながらない」存在であるとされてきた。

分析の結果、婦人保護事業における支援体制の膠着化が明らかとなり、支援を要する若年女性にとって利用しづらい制度からの脱却として、婦人保護施設の積極的な活用が示された。

### ③ 婦人保護施設における若年女性支援の現状と課題への分析

加えて、婦人保護施設における若年女性支援の実態を把握するとともに、今後のあり方について検討するため、A 自治体に所在する婦人保護施設の施設長及び若年の利用者に対して半構造化インタビューを実施し、B 自治体に所在する婦人保護施設の施設長に対しヒアリング調査を実施した。インタビュー及びヒアリング調査から得られた知見は以下の 3 つが挙げられる。

#### (1) 婦人保護施設における女性支援の現状

A 自治体に所在する婦人保護施設の施設長へのインタビュー及び B 自治体に所在する婦人保護施設の施設長へのヒアリングから、「支援を要する若年女性の状況」、「施設における生活支援のあり方」、「今後の支援体制の展望」について 3 つの視点から現状と課題を把握した。その結果、婦人保護施設への入所に至る若年女性は既に被害が累積していることから回復に時間を要する場合があることが示された。また、施設で行われている生活保障について、安全かつ安心な環境の提供による尊厳の回復とともに、「自分らしい暮らし」の形成と「退所後の地域生活」を見据えた生活支援が行われていることが明らかになった。また、性搾取・性暴力被害へのアプローチは、各施設により違いは見られるものの、トラウマを抱えた利用者を「支える」という取り組みが行われるなど、女性支援の核として認識されていることが確認できた。

#### (2) 婦人保護施設における若年女性への支援

A 自治体に所在する婦人保護施設の若年利用者へのインタビューにおいて、「入所に至る経緯」、「入所後の生活支援の実態」、「施設生活による弊害」の 3 つの視点から思いや意見を確認した。当事者から求められているのは、「被保護」ではなく自己の主体性が尊重される支援者とのパートナーシップの関係性と、若者というライフステージに即した「社会的自立」への支援であることが分かった。尊厳の回復だけでなく、社会性の獲得といった経験が肯定的に捉えられていたことから、若年女性支援において婦人保護施設での生活支援が重要であることを確認した、

#### (3) 婦人保護事業の展望

施設長と利用者の各々の聞き取りから把握された今後の展望として、婦人保護施設への入所方法や緊急的な避難の受け入れなどの取り組みが急務の課題として示された。当事者から求められていたのは、施設生活においても周囲の若者と同じように暮らしたいという「当たり前の生活」の保障である。また、若年女性への支援にあたっては。学びの機会の提供など「教育の保障」が重要であることが把握された。

以上を踏まえて導かれたのは、支援を要する若年女性が若者かつ女性であるがゆえの困難を抱えている現状と、その困難への対応策として婦人保護施設での支援が有効であるという点である。困難な状況におかれた若年女性への支援にあたっては、「保護の空間」ではない「生活の場」である婦人保護施設での支援が重要であることが把握された。したがって、「婦人保護施設」から「女性自立支援施設」への転換においては、若年女性への支援の固有性の確立とともに、支援を必要とする若年女性から積極的に「選択される施設」へと生まれ変わることが求められている。

を記入した調書（A4縦型横書き1枚・自由様式）を添付すること。

（様式3）

立教コミ福－院生－報告

**研究発表**（研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。）

- ①雑誌論文（著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ）
- ②図書（著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数）
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催（会名、開催日、開催場所）
- ④その他（学会発表、研究報告書の印刷等）

現時点での該当する発表はないが、2024年度に日本社会福祉学会の学会誌である『社会福祉学』等に投稿する予定である。